明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

一　○保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準の一部を改正する件
（金融庁三一）

二　○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（同三二）

二　○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件
（外務二九一）

三　○第四次プノンペン洪水防御・排水改善計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（同二九二）

三　○保安林の指定をする件
（農林水産一三一六～一三二一）

四　○保安林の指定を解除する件
（同一三二二、一三二三）

四　○保安林の指定施業要件を変更する件
（同一三二四～一三三二）

五　○名古屋飛行場の施設について告示した事項に変更があった件
（国土交通七九七）

五　○航路標識に関する件
（海上保安庁三二、三三）

七　○都市計画に関する件
（九州地方整備局一五一）

〔人事異動〕

七　内閣　法務省　外務省

〔叙位・叙勲〕

八　〔資料〕

九　平成二十九年六月中国際収支状況（速報）及び平成二十九年上半期中国際収支状況（速報）（財務省）

〔公告〕

一〇　官庁
有権者申出方関係

一〇　裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

二六　特殊法人等
平成二十八年度外務省共済組合の決算関係

二九　会社その他

告示

○金融庁告示第三十一号

保険業法（平成七年法律第百五号）第百十六条第二項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準（平成八年大蔵省告示第四十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十九年八月十七日

金融庁長官　森　信親

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号の細分を加える。

改正後	改正前
1　責任準備金の積立方式、予定死亡率及び予定利率の水準は、次に定めるところによる。	1　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　予定死亡率は、保険業法（以下「法」という。）第百二十二条の二第一項の規定により指定された法人が作成し、金融庁長官が検証したものであり、次のとおりとする。	二　［同上］
イ　［略］	イ　［同上］
ロ　平成十九年四月一日以降平成三十年三月三十一日までに締結する保険契約　生保標準生命表二〇〇七（死亡保険用）、生保標準生命表二〇〇七（年金開始後用）又は第三分野標準生命表二〇〇七の死亡率の欄に掲げる率	ロ　平成十九年四月一日以降締結する保険契約　生保標準生命表二〇〇七（死亡保険用）、生保標準生命表二〇〇七（年金開始後用）又は第三分野標準生命表二〇〇七の死亡率の欄に掲げる率
ハ　平成三十年四月一日以降締結する保険契約　生保標準生命表二〇一八（死亡保険用）、生保標準生命表二〇〇七（年金開始後用）又は第三分野標準生命表二〇一八の死亡率の欄に掲げる率	［号の細分を加える。］
三　［略］	三　［同上］
［2～10　略］	［2～10　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。